

郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金認定審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金（以下「本事業」という。）の実施に当たり、本事業に応募した者（以下「応募者」という。）の中から補助対象候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

(選定方法)

第2条 選定に当たっては、応募内容を書面審査により評価し、補助対象候補者の選定を行う。

(資格審査)

第3条 応募内容が、本事業の募集に当たり定める応募要件を満たしていることの資格審査は、産業雇用政策課が行う。

2 応募者の資格要件は、応募者が次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

(1) 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 市が運営するウェブサイト「こおりやま広域圏 農福商工連携企業・団体ガイド」に登録されている企業又は団体（以下「ガイド登録者」という。）

(3) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の届出書（以下「開業届」という。）により納税地に本市を指定している者又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条第1項の届出書（以下「法人設立届出書」という。）により主たる事務所の所在地及び納税地に本市を指定している者

(4) 次のいずれにも該当しない者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（営利を目的とした事業を営む個人又は法人のうち、第1号に該当しないものをいう。以下同じ。）が所有している者

ロ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ハ 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

ニ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者

ホ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

ヘ 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者

ト 宗教活動又は政治活動を目的とする者

チ 事業に関して必要な許認可等を取得していない者

リ 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者

ヌ 過去に郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金の交付を受けたことがある者

3 応募者が連携する企業又は団体（以下「連携事業者」という。）の資格要件は、連携事業者が次の各号のいずれにも該当する者であることとする。ただし、連携事業者が複数いる場合は、そのうち1者でも資格要件を満たせていれば足りる。

(1) ガイド登録者

(2) 開業届により納税地にこおりやま広域圏内市町村を指定している者又は法人設立届出書により主たる事務所の所在地及び納税地にこおりやま広域圏内市町村を指定している者であること

(3) 次のいずれにも該当しない者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

ロ 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者

ハ 宗教活動又は政治活動を目的とする者

ニ 事業に関して必要な許認可等を取得していない者

ホ 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者

（書面審査）

第4条 書面審査は、農商工部長、農商工部理事、農商工部次長兼産業創出課長、産業雇用政策課長、農業生産流通課長が応募書類により評価を行う。

2 応募者が市に提出する書類は次のとおりとする。

(1) 認定申請書（様式1）

(2) 事業計画書（様式2）

(3) 事業費明細（様式3）

(4) 収支予算書（様式4）

(5) 宣誓書（様式5）

(6) 補助事業に要する経費の積算基礎を明らかにした書類（見積書又は経費の根拠が確認できるもの）

(7) 履歴事項全部証明書 法人の場合

(8) 確定申告書 法人の場合

(9) 法人事業税納税証明書 法人の場合

(10) 法人市民税納税証明書 法人の場合

(11) 定款の写し※ 法人の場合

(12) 開業届の写し 個人事業主の場合

(13) 確定申告書 個人事業主の場合

(14) 個人事業税納税証明書（所得税納税証明書） 個人事業主の場合

(15) 住民税納税証明書（住民税非課税証明書） 個人事業主の場合

※上記※印は、連携企業又は団体も含む。

(審査の基準)

第5条 審査の項目及び内容について、認定審査表を別表1のとおり定める。

(審査の方法)

第6条 評価は、応募者から提出された応募書類に基づき、個別の審査項目ごとに評価、評点を行う。

2 応募者が1者のみであった場合にも、応募書類に基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(補助対象候補者の選定)

第7条 第6条に定める審査の結果、各審査員が評価した評価点数の合計点数を算出し、応募者の順位を決める。なお、審査員の合計点数が同じ場合は、審査員の過半数で順位を決定することとする。

2 審査員の過半数の採点が60点未満の場合もしくは審査員の平均点が60点未満の場合は、選考の対象外とする。

3 第1項の順位に基づき、補助金交付対象として認定する事業(以下「認定事業」という。)を決定する。

(審査結果の通知)

第8条 審査の結果は、応募者へ通知するほか、郡山市公式ウェブサイト等により公表する。

(認定事業の変更)

第9条 認定事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ認定事業計画変更申請書(様式7)を市に提出し、承認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市は、事業の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 条例、規則、及びこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他市が不相当であると認めるとき。

(守秘義務)

第11条 審査員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月15日から施行する。